
原 著

擬似受身構文とモダリティ

川 崎 修 一

The Pseudo-passive Construction and Modality

Shu-ichi KAWASAKI

抄 録

本研究では、英語の擬似受身構文 (pseudo-passive / prepositional passive construction) について考察する。擬似受身構文とは、自動詞及び前置詞を伴う受身文のことである (e. g. *This bed shouldn't be slept in by anyone unauthorized.*)。Perlmutter and Postal (1984), Levin and Lappaport Hovav (1995) 等の統語的分析では、異なった枠組みからの分析ではあるものの、両者の主張は概略「英語の擬似受身文には、非能格自動詞 (unergative verb) のみ現われ、非対格自動詞 (unaccusative verb) は現われない」というものである。また機能論的分析としては、高見 (1995), 高見・久野 (2002), 久野・高見 (2005) 等が挙げられ、擬似受け身文は、話し手が主語を特徴 (性格) づけるか、主語が動詞の表わす行為や状態にインヴォルヴするときに用いられるという機能的制約が提案されている。そしてこの機能的制約は、統語的分析では捉えきれない言語事実を説明できる有力な分析であると考えられる。しかし、実際の用例を精査すると、機能論的特徴づけ制約では説明し切れない例も確認される。そこで本研究では、擬似受け身文の意味的特徴に注目し、代替案として擬似受身文に課される意味論的制約を提案する。

キーワード：擬似受身構文、特徴づけ制約、インヴォルヴメント、モダリティ

Abstract

This article discusses the pseudo-passive construction (PPC) in English with particular reference to its semantic constraints. PPC is a grammatical construction such as *This bed shouldn't be slept in by anyone*, where the subject of the passivized intransitive verb corresponds to an object of an adjunct prepositional phrase in its active counterpart. The tenet of leading syntactic analyses (Perlmutter and Postal (1984), Levin and Lappaport Hovav (1995)), albeit from different frameworks, can be summed up as follows: PPC is only compatible with unergative verbs (The Unergative Restriction). However, this restriction has been shown untenable with a number of counterexamples by functional analyses (Takami (1995), Takami & Kuno (2002), and Kuno & Takami (2005)). They insist

受理：2010年12月9日

instead that PPC is acceptable to the extent that it can be interpreted as a sentence that *characterizes* the subject or that the subject referent is *involved* in the action or state (The Characterization and Involvement Requirement). Although this functional constraint can account for the acceptability of a wide range of examples of PPC, including crucial counterexamples to the Unergative Restriction, it leaves several problems unanswered. In this paper I will present an alternative semantic requirement imposed for PPC to be acceptably used: PPC is acceptable if and only if it represents [1] *modality* (i.e. propositional attitude) to the propositional content of the sentence or [2] characteristics that the speaker believes to be recognizable enough to the hearer (The Modality Requirement).

Key words: the pseudo-passive construction, characterization, involvement, modality

1. はじめに

本稿では、英語の擬似受身構文 (the pseudo-passive construction) に課される意味的制約について考察する。擬似受身構文とは、自動詞及び前置詞を伴う受身文のことである。具体的には、(1) に挙げる自動詞と意味的には付加詞表現の一部である前置詞からなる受身文のことをいう。

- (1) a. This bed was *slept in* by Napoleon. (Riemsdijk, 1978, p. 218)
 b. This bridge has been *walked under* by generations of lovers. (Bolinger, 1975, p. 69)
 c. The room was *exercised in* by Spider Man. (Perlmutter & Postal, 1984, p. 100)
 d. This desk should not be *written on*. (高見・久野, 2002, p. 207)

ただし、本研究では多くの先行研究にならい、一般的には他動詞と同様に扱われる (2a) 前置詞付き動詞 (あるいは前置詞句動詞 prepositional verb), (2b) 句前置詞句動詞 (phrasal-prepositional verb), (2c) 前置詞句熟語 (prepositional idiom), (2d) 動詞と不変化詞 (particle) との結び付きが強い、句動詞 (phrasal verb) は考察の対象外とする。

- (2) a. The question will be *dealt with* later in this book.
 b. The parents were *looked down on* by their children.
 c. Thermometers were *made use of*. (Bolinger, 1975, p. 69)
 d. The light was *turned out*.

さて、上記の (1) の例は、ほとんどの英語話者が文法的に適格な擬似受身構文と認める文であるが、次の例は全て不適格 (unacceptable), あるいは非文法的 (ungrammatical) であると判断される。

- (3) a. *The lady was *sat beside* by a man. (cf. A man *sat beside* the lady.)
 b. *The classroom was *gone into* by the student. (cf. The student *went into* the classroom.)
 c. *The sea was *sunk into* by a yacht. (cf. A yacht *sank into* the sea.)

擬似受身構文に関しては、今まで様々な分析が行われてきた。統語論的分析としては、関係文法 (Relational Grammar) の観点から分析を行った Perlmutter and Postal (1984) や、生成文法の枠組みからの分析である Levin & Rappaport H (1995) が代表的である。また機能的分析としては、Bolinger (1975), 高見 (1995), 高見・久野 (2002), 久野・高見 (2005) 等が主要な先行研究として挙げられる。中でも、高見・久野 (2002) および久野・高見 (2005) では、先行する統語的分析の不備を指摘した上で、新たに機能的制約が提案され、同制約の妥当性の検証も行われている。そして

この機能的制約は、統語的分析では捉えきれない言語事実を説明できる有力な分析であるといえる。そこで本稿では、久野・高見の提案する特徴づけ制約の妥当性を再検証した上で、新たな分析の可能性を考察する。

II. 先行研究概観：高見（1995），高見・久野（2002），久野・高見（2005）

高見（1995），高見・久野（2002），久野・高見（2005）では，Perlmutter and Postal（1984），Levin and Rappaport Hovav（1995），Bolinger（1975）等，様々な先行研究の問題点を指摘した上で（詳細については，高見（1995），久野・高見（2002）を参照），機能的観点から代案が提案されている。まず，高見（1995）では，（4）のような制約が提案されている（下線は筆者）。

- (4) 英語の擬似受身文に対する機能論的制約：英語の擬似受身文は，主語がその受身文によって特徴づけられている場合に適格となる。主語が特徴づけられるとは，次のいずれかの場合を言う。
- a. 主語（の指示物）が本来持っている性質や属性が述べられている場合。「永続的特徴づけ」
 - b. 主語（の指示物）を他の物や人から際立たせるような顕著な習慣的出来事や継続的状态が述べられている場合。「習慣的特徴づけ」
 - c. 主語（の指示物）を他の物や人から際立たせるような顕著な一時的出来事や状態が述べられている場合。「一時的特徴づけ」

そして，この機能論的制約は，高見・久野（2002）では，一般的な他動詞受身構文をも含めた制約として，（5）のように言い換えられている（下線，及び[]は筆者）。

- (5) 英語の受身文に対する機能的制約：英語の受身文は，
- a. by句が（明示されていない場合も含めて），行為者が行為者に近いもの（つまり，経験者または外的使役者）を表わし，
 - b. 主語指示物が，動作の表わす行為や状態にインヴォルヴしているか[行為や状態によって，目的語に何かがなされたことが示されている]（インヴォルヴメント制約）
 - c. 特徴づけられたり，定義づけされている（特徴づけ制約）場合に，適格となる。

以下では，この制約によって，擬似受け身構文がどのように説明されているか確認してみることにする。

- (6)
- a. *John was *traveled* with by Mary.
 - b. John can be *traveled* with by anybody, since he is so likable.
 - c. Children under ten years old must be *traveled* with by their parents.
 - d. The world cannot be *traveled* around in a week.
- (7)
- a. *This lake was *camped* beside by my sister.
 - b. This lake is not to be *camped* beside by anybody!

- (8) a. *John was *argued* with by the principal about the new plan.
b. John can be *argued* with for hours before he gives in.
- (9) a. *I was *waited* for by Mary.
b. I don't like to be *waited* for. (I always try to be early.)

上記(6)～(9)は、高見(1995)で提案されている特徴づけの下位分類では、(4a)の「永続的特徴づけ」に分類される例である。彼の主張によれば、これら全ての例は、主語の指示物の本来備わっている特徴を述べているという。例えば(6)では、メアリーがジョンと一緒に旅行したという事実は、ジョンの特徴や性質を記述するものではないため容認されず、ジョンが誰にでも好かれる人柄のため、誰とでも旅行できるというジョンの属性に言及しているため容認される。また(9)では、メアリーが「私」を待ったという事実では、「私」の属性に関してなんら言及していないのに対して、人を待たせるのが嫌いだからいつも早めに行く、というのは「私」の特徴の一つであるため容認される。さらに次の例を見てみよう。

- (10) a. *This building was *walked* in front of by John last month.
b. This building was *walked* in front of by the Japanese Emperor last month.
- (11) a. *This bed was *slept* near.
b. This bed was *slept* in.
- (12) a. *The room was *exercised* in by my brother.
b. The room was *exercised* in by Spider Man.
- (13) a. *This bed was *slept* in by John.
b. This bed was *slept* in by Napoleon.
- (14) a. *The mountain was *flown* over by the plane.
b. The mountain was *flown* over by the Air Force.
- (15) a. *The room was *walked* through by the boy.
b. The room was *walked* through by the boy before he killed his mother.
- (16) a. *This wall was *leant* against by the girl.
b. This wall was probably *leant* against by ancient Romans.

これらは全てある時点での主語の記述によって主語の顕著な特徴が述べられており、(4c)の主語の「一時的特徴づけ」に分類できる。そして、ジョンというごく普通の人が建物の前を歩いても、その情報がその建物を際立たせる情報ではないが、日本の天皇が前を歩いたという事実は他の建物から際立たせ、顕著な特徴と解釈できるため容認されると説明されている。

さらに、これらのいずれにも属さない(4b)の「習慣的特徴づけ」の例をみてみよう。

- (17) a. *This bridge was *walked* under by the dog.

b. This bridge has been *walked* under by generations of lovers.

- (18) a. *The bench was *lain* on by tramps.
b. These benches have been frequently *lain* on by tramps.

- (19) a. *The office was *worked* in.
b. This office has never been *worked* in before.

上記の例は、「永続的特徴づけ」と「一時的特徴づけ」との、言わば中間的な場合である。上記の例文中、適格とされる(17b), (18b), 及び(19b)では、現在完了形が使われており、ある動作が習慣的に繰り返し行われていたり、あるいは行われない状態が継続していることを表している。高見の説明によれば、例えば(17a)では、何世代もの恋人たちが橋の下を歩くことによって、その橋は「恋人橋」とでも呼ばれるようになり、他の橋とは明確に異なる存在として認識されるようになる。つまり、繰り返し行われる習慣的動作や継続的状态の記述によって、主語の顕著な特徴が示されている「習慣的特徴づけ」の例であると主張する。

更に、上記の3タイプの区別が明確でない例の存在も指摘されている((20a, b)はCouper-Kuhlen (1979, p. 9), (20c)は高見・久野(2002, p. 211)の文献から引用)。

- (20) a. This river should not be *swum* in — you might be drowned.
b. That floor should not be *lain* on — it hasn't been swept in weeks.
c. This floor should not be *lain* on — it has just been painted.

例えば(20a)の例では、この川の本来的特性として、泳ぐと溺れるかもしれないので泳いではいけないという「永続的特徴」を記述しているとも、洪水の後で水かさが増したため泳いではいけないという「一時的特徴」とも解釈でき、どの特徴づけかが曖昧である。以上のことを指摘した上で「重要な点は、いずれの特徴づけであるにせよ、適格な擬似受身構文では主語が特徴づけられているということであり、この点で不適格な受身文と決定的に異なっている(高見, 1995; 高見・久野, 2002にも同様の記述あり)」という主張がなされている。

また、(5)で挙げたように、「インヴォルヴメント制約」によって説明できる実例も指摘されている。

- (21) a. I was *spoken* to by a stranger.
b. The window was *beaten against* by a strange-looking man.
c. Mike was *laughed* / *giggled* / *frowned at* by Mary.
d. The question will be *dealt with* later in the book.
e. The target was *aimed at*, but missed.
f. The bull was *prodded at*.

これらの例は、動詞の表わす行為や状態によって主語がインヴォルヴ(関与)しているために容認される。例えば、見知らぬ人に話しかけられれば、その人は話しかける行為にインヴォルヴされており、妙な人が窓を叩けば何かがあるといえるかと解釈できる、と説明されている(しかし、これらは(2)で述べたように、他動詞と同様に扱われる前置詞句動詞であり、本研究の対象外である)。

確かに久野、高見によるこれらの機能主義的説明は示唆に富み、多くの例を説明することができる有力な分析であるといえるが、いくつかの疑問点も浮かんでくる。次節では、彼らの機能的分析

の妥当性を再検討する。

Ⅲ. 機能的制約再考

第1に、「インヴォルヴメント(関与)」という概念の定義に曖昧な点がある。久野(1983)では、インヴォルヴメントとは「行為や状態によって、目的語に何かがなされたことが示されている(下線は筆者)」と定義されている。そして、以下の(22)について、次のような説明がなされている。

- (22) a. *The University of Hawaii was entered by John in 1960.
b. The nuclear reactor was entered by a team of scientists for the first time yesterday.

(22a)では、「ジョンがハワイ大学に入学するという行為は、彼が自律的に行なうものであって、ハワイ大学はなんらその行為にインヴォルヴせず、その行為の影響も受けない」ため不適格で、(22b)では、「科学者の一団が原子炉へ初めて入るという行為から、原子炉がその行為に直接関与し、原子炉に対して何かがなされた」と解釈できるため適格であると説明されている。しかし、インヴォルヴメントの定義は、「目的語(つまり受け身文の主語)に何かがなされたということが示されている」と明記してあるにもかかわらず、本文の説明では「解釈される」という曖昧な表現が使われている。というのも、容認される文にも何かがなされたことは明記されておらず、あくまで「解釈できる」という程度のものである。しかし、この解釈可能性を認めてしまうと、容認されないとされている文も容認できる可能性がある、間違った予測をしてしまうことになる。例えば、(22a)は、ハワイ大学が、ジョンという札付きのワルに入学されたことによって、好ましくない影響が大学(または生徒)にもたらされたとも「解釈する」余地は十分にある。また先に述べたように、(21)に挙げられている6つの例は、いずれも前置詞句動詞の例であり((2)を参照)、純粋な擬似受け身構文ではない。さらに高見・久野(2002)の挙げるインヴォルヴメント制約に従う例はこれだけである。従って、これらの例を見る限り、インヴォルヴメント制約を主張する根拠は極めて脆弱であると言わざるを得ない。

第2に、「特徴づけ」の基準である。例えば、以下の(23a)の例は、日本の天皇陛下がある建物の前を歩けば、その建物が特徴づけられ擬似受身文として容認されるという説明がなされている。しかし、一般的に、ある建物の前を(著名であるかにかかわらず)ある人物が歩くことが、その建物の特徴と直接結びつくかどうかは疑問である。では建物の前ではなく、橋の下を歩いた場合はどうだろうか((23b))。原理的には両者の間に容認度の差異は認められないはずである。なぜなら、同じ日本の天皇によって特徴付けられてははずであり、建物の場合は適格で、橋の場合は不適格になる根拠は無い。しかし実際には、容認度に差が出る事が確認されている((23a)は、先行文献では適格とされているが、筆者の知人のネイティブの一人は、(23a, b)の両者とも不適格の判断を下している)。

- (23) a. The building was walked in front of by the Japanese Emperor.
b. ?The bridge was walked under by the Japanese Emperor.

これまで見てきたように、高見(1995)、高見・久野(2002)等の機能的分析は有力ではあるが、いくつかの疑問点も残る。そこで以下では、意味論的な観点から新たな代案の可能性を探求する。

IV. 意味論的代案—モダリティ(modality)制約

以下に挙げる擬似受身文の意味的特徴に注目してみよう。するとある共通の要素の存在に気付く。

- (24) a. The world cannot be traveled around in a week.
b. This valley can be marched through in an hour.
c. In Australia, unlike in India, bridges can be both photographed and photographed from.
d. The bench is not to be sat on.
e. This lake is not to be camped beside by anybody!
f. This river should not be swum in ? you might be drowned.
g. This floor should not be lain on ? it hasn't been swept in weeks.
h. This desk should not be written on.
i. This couch must be lain on carefully.
j. The book could be skimmed over in a second.
k. Cars parked on hills shouldn't be walked behind ... (on the way to the bus).
l. John can be traveled with, since he is so likable.
m. Children under ten years old should be traveled with by their parents.

上記(24)の例文中の下線部は、法助動詞(あるいはそれに準ずる表現)であり、いわゆる「法(modality)」を表す要素である。法とは、端的に定義すると「文の表す命題に対する話者の判断・心的態度」のことである。例えば、(24m)では、「10歳以下の子供が両親と旅行する」という命題内容に対して、「そうあるべきだ」という判断が表されている。

また、法を表す要素は法助動詞に限らない。以下の例では、法を表す形容詞や副詞が使用されている。

- (25) a. This wall was probably leant against by ancient Romans.
b. The house has been lived in by several famous personages.
c. This office has been called / phoned from so many times that it was natural to assume that it was the source of the latest call.
d. This hall has been played in by some of the finest orchestras in Europe.
e. The cliff that was fallen from has been the subject of many famous photographs since the invention of the camera.
f. It is an interesting fact of life that jobs which are simply fallen into, rather than pursued with a conscious plan, often turn out to be the most satisfying.
g. This cliff has no doubt been stumbled over, slipped on, and fallen from more often than we know.
h. To be eaten potato chips in isn't the best thing for a bed. (Bolinger, 1975, p. 63)

これらも(24)同様、命題に対する話者の判断が表明されている文である。例えば(25a)は、「この城壁に古代ローマ人はもたれかかっていた」という命題が、「恐らく真である」という話者の判断を表明している文である。

さらに、以下の(26)の例は条件文であり、これもある条件下での話し手の判断を表す文であると考えられる。

- (26) a. This stone will be stumbled over if it's not moved.
 b. If this chair is sat on, a disaster will happen.

例えば(26b)では、実際にそうなるかどうかの真偽は別にしても、「この椅子に座る」ことで「悲惨なことになる」という話者の命題に対する判断が表されている。

さて、今まで見てきた(24)～(26)の例は、高見・久野(2002)では、全て特徴づけ制約によって説明されている例である。しかし、前節で指摘したように、「特徴づけ」の判断基準に曖昧さが残る。例えば、(25d)を取り上げてみよう。一般的に、素晴らしいオーケストラが演奏したことが、そのホールを特徴づけるといえるであろうか。特徴といえば、むしろ「音響が素晴らしい」とか「座席数が世界一」といった、本来の属性を指すのが一般的であるように思われる。いずれにしても、少なくとも明らかなのは、法要素は語彙的に表されており、特徴づけかどうかの判断よりも客観的に判断できるということである。そこで、代案として次の制約を提案する(後に修正)。

- (27) 擬似受身構文に課されるモダリティ制約(仮)：擬似受身文は、命題に対する話者の判断(モダリティ)を表す構文である

しかし、この制約は、このままでは高見・久野(2002)が特徴づけ制約によって説明しているいくつかの例をうまく説明することができない。(28)を見てみよう。

- (28) a. The bed was slept in by Napoleon.
 b. This bridge has been walked under by generations of lovers.
 c. That pen was written with by Charles Dickens in the 19th century.
 d. This building was walked in front of by the Japanese Emperor last month.
 e. These chairs have been sat on by the Queen's children.
 f. This pool has been swum in by the last three world record holders.
 g. This castle is resided in by the Head of State.
 j. This hall has been lectured in by three Nobel laureates.
 k. The mountain was flown over by Air Force.

これらの例では、明確な法要素は見当たらない。むしろ、特徴づけ制約ではうまくとらえられるように思われる。少なくとも著者の感覚では、これらの例は確かに主語指示物の特徴を表しているように考えられる。しかしそれはあくまでも、使用者側の判断(モダリティ)である。話者によって容認度の判断に揺れが生じている(23)の例は、特徴づけの判断基準が話者によって異なることを示唆しているように思われる。例えば(23b)では、天皇陛下が橋の下を歩いたことが、その橋の特徴であると認識しづらいと判断する話者にとっては、不適格の判断がなされることもある。したがってここでは高見・久野の特徴づけ制約を修正して、以下の制約を提案する。

- (29) 擬似受身構文に課されるモダリティ制約(仮)：擬似受身構文は、聞き手にとっても認識できると話者が判断している特性について述べる構文である

(28)に挙げた例に関しては、筆者が判断を仰いだ3人のネイティブは概ね適格の判断を下している。同時に、これらの文が適切に使用される文脈は非常に特殊であり、人によっては不適格の判断をする微妙な例であることも指摘している。この事実は、擬似受身構文の容認度に関する判断の揺れ

に、(29)の制約が関与している可能性を示唆している。そこで先に提案した(27)と(29)の仮説から、(30)の制約を提案する。

(30) 擬似受身構文に課されるモダリティ制約：擬似受身構文は、次のいずれかの場合に適格となる：

- a. 命題に対する話者の判断(モダリティ)を表す場合
- b. 聞き手にとっても認識できると話者が判断している特性について述べている場合

この制約を、既に見た以下の例で確認してみることにする。

- (31) a. This river should not be swum in — you might be drowned. (= (24f))
b. This bridge has been walked under by generations of lovers. (= (28b))

上記(31a)では、問題となっている川で泳ぐべきではない、という命題に対する話者の判断(モダリティ)が表されており、(30a)を満たすため、擬似受身構文として容認されると考えられる。一方(31b)では、話者の判断が明確に表明されているわけではないが、話題の橋が、聞き手にとっても「恋人橋」という特性が認識できると話者が判断していると考えられ、(30b)を満たし、適格と判断される。しかし、(23)の例についても述べたように、(30b)の制約を満たすと考えられる(28)のような例に関しては、話者の恣意的な判断に大きく依存するため、話者間で容認度に揺れが生じていることも事実である。したがって、(30b)の仮説と、話者間での容認度の揺れとの相関関係については特に、さらなる考察が必要である。

結 語

本研究では、英語の擬似受身構文に関する有力な機能的分析を再考した上で、新たに意味論的仮説を提案した((30)を参照)。そして、この仮説は、高見・久野の機能的分析の問題点を解消し、擬似受身構文をより明確に説明できる可能性を秘めていることを検証した。またこの仮説は、擬似受身構文の容認度に対する判断の揺れの原因が、話者の判断の違いに起因する可能性も示唆している。しかし、本研究で扱った用例の数は少なく、(30a)の妥当性を十分に検証するまでには至っていない。また、(30b)の制約についても、話者間の容認度の揺れとの相関関係という観点から、今後のさらなる分析が必要であることはいうまでもない。

REFERENCES

- Bolinger, D. (1975). On the Passive in English. *LACUS* 1, 57-80.
- Couper-kuhlen, E. (1979). *The Prepositional Passive in English: A Semantic-Syntactic Analysis, with a Lexicon of Prepositional Verbs*. Tübingen: Max Niemeyer Verlag.
- 久野 暲 (1983). *新日本文法研究*. 東京：大修館書店.
- 久野 暲・高見 健一 (2005). *謎解きの英文法一文の意味*. 東京：くろしお出版.
- Levin, B. & Rappaport H, M. (1995). *Unaccusativity: At the Syntax-Lexical Semantics Interface*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Perlmutter, D. & Postal, P. (1984). The 1-Advancement Exclusiveness Law. In Perlmutter, D. & Rosen, C. (Eds.). *Studies in Relational Grammar 2* (pp. 81-125). Chicago: University of Chicago Press.

高見健一(1995). *機能的構文論による日英語比較：受身文・後置文の分析*. 東京：くろしお出版.
高見健一・久野暲(2002). *日英語の自動詞構文*. 東京：研究社.

謝 辞

本研究は、平成21年度日本赤十字看護大学課題研究費の助成を受けて実施しました。本研究を実施するにあたり、ご協力いただきました全ての方々に心より感謝いたします。